

5第2号陳情 弁護士費用3億5,000万円の発生を回避する措置を求める陳情

受理年月日 令和5年2月7日

陳情者 東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵183-3  
立憲共和党代表 角田 統領

付託する委員会 総務委員会

陳情趣旨

弁護士費用3億5,000万円の発生を回避する措置を求める。

陳情原因

2013年(平成25年)に、神奈川県を当事者とする、訴訟物の額約20億円の訴訟事件が発生し、神奈川県は、弁護士費用3億5,000万円を支出した。

陳情理由

- 1 ブログ【オンブズ大統領】(230124弁護士費用3億5000万円支払の違法性について)は、弁護士法第3条及び地方自治法第153条及び「顧問弁護士に関する要綱」の「7」の「顧問弁護士に別途委任する」について、職員である「顧問弁護士」を「指定代理人」に任命する、と論理解釈すれば、当該約3億円を支出する必要はない、旨を記載している。
- 2 青梅市においては、輝かしい経歴を持つ橋本勇弁護士が、非常勤特別職の「顧問弁護士」として報酬年額予算180万円で受嘱しているから、青梅市長は、地方自治法第153条に基づいて「指定代理人」に任命することができる。  
にもかかわらず青梅市長は、これをせず、「青梅市顧問弁護士要綱」の「7」の「顧問弁護士に別途委任する」という規定を、青梅市と「顧問弁護士と別途契約する」と解釈して、青梅市の非常勤特別職の職員として公人である「顧問弁護士」を私人弁護士に変身させて、民法第521条(契約自由の原則)の契約を行い、非常勤特別職の報酬と、私人としての訴訟代理人契約の二重の報酬支出を行うという、不必要な公金の支出をしている疑義がある。
- 3 仮に、原因事実と同様の事件が発生した場合には、「訴訟代理人弁護士」との「契約」という青梅市と同様に関係法令の解釈運用をすれば、「弁護士費用3億5,000万円を支払」うことになる。

4 「弁護士費用3億5,000万円」支出を回避するためには、弁護士法第3条及び地方自治法第153条を論理的に解釈し、違法な解釈の是正措置が必要である。